

令和6年4月26日
物流・自動車局旅客課

自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数 を公表します

札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡の8地域について、配車アプリのデータに基づき不足車両数を算定いたしましたので、別紙のとおり公表します。

タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を3月に創設いたしました。

先般、東京ほか4地域について、タクシーが不足する地域・時期・時間と不足車両数を公表したところですが、このたび、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡の8地域についても配車アプリのデータに基づき不足車両数を算定いたしましたので、別紙のとおり公表します。

今後、8地域については、タクシー事業者に対して意向調査を実施し、順次許可していく予定です。

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41243）

直通：(03) 5253-8569